

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年4月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	11件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	11件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500692号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600001号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和61年11月10日から昭和61年10月11日に訂正し、昭和61年10月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

昭和61年10月11日から同年11月10日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和61年10月11日から同年11月10日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年10月11日から同年11月10日まで

昭和54年3月頃、B社に入社し、昭和61年10月頃、関連会社のA社に転籍した。請求期間も継続して勤めたが、当該期間の厚生年金保険の記録がない。請求期間について、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者と同日にB社からA社に転籍した同僚の回答及び陳述並びに当該同僚が所持する給料支払明細書から判断すると、請求者は、請求期間にA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和61年11月の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和61年10月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和61年10月について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が雇用保険の記録における資格取得年月日である昭和61年11月10日となっており、社会保険

事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る昭和 61 年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は請求者に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500712 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600002 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 50 年 7 月 1 日から昭和 50 年 6 月 21 日に訂正し、昭和 50 年 6 月の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

昭和 50 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 50 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 50 年 6 月 21 日に C 社 (現在は、B 社) から同社の関連会社である A 社に転籍したが、A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和 50 年 7 月 1 日となっており、請求期間の被保険者記録がない。請求期間も継続して勤務していたことは間違いないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された人事記録、同社の回答及び陳述並びに A 社の複数の同僚の回答により、請求者は、C 社及び A 社に継続して勤務し (昭和 50 年 6 月 21 日に C 社から A 社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社における事業所別被保険者名簿の昭和 50 年 7 月の記録から、11 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 50 年 6 月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 50 年 6 月について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が雇用保険の記録における資格取得年月日である昭和 50 年 7 月 1 日となっており、社会保険事

務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 50 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500757 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600004 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額を 29 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 7 月 9 日

請求期間に賞与が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社の関連会社である B 社から提出された賞与支給控除一覧表並びに A 社及び B 社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、29 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 7 月 9 日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500671号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600005号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成9年12月2日から平成9年11月1日に訂正し、平成9年11月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成9年11月1日から同年12月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成9年11月1日から同年12月2日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

勤務先のB社がA社に合併したが、私は継続的に勤務し、月々の給与を毎月貰っていたにもかかわらず、請求期間の記録がないのは納得ができない。年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された経歴書、請求者の請求期間当時における勤務状況に係る具体的な陳述、雇用保険の記録、複数の同僚から提出された給与明細書、複数の同僚の回答、B社の商業登記簿謄本並びに請求者のB社とA社の合併に係る具体的な陳述内容が同僚の回答内容と符合することから判断して、請求者が請求期間にA社において継続して勤務していたことが推認できる。

また、請求者と同様に平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、平成9年12月2日にA社において被保険者資格を取得している複数の同僚から提出された請求期間の給与明細書及びB社の商業登記簿謄本から判断すると、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、複数の同僚は、給与計算事務については、支店単位ではなく、全て本

店で行っていた旨回答していることから、請求者の給与計算等の事務についても本店で行われており、上述の同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係るA社における平成9年12月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成9年11月1日から同年12月2日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、平成9年11月1日から同年12月2日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が雇用保険の記録における資格取得年月日である平成9年12月2日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から平成9年12月2日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者の平成9年11月1日から同年12月2日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500806号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600006号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を14万円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月9日

請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支給明細書及びA社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、14万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該

期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500750号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600007号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を32万8,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月9日

請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表及び請求者から提出された取引明細表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、32万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該

期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500710号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600008号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年12月20日の標準賞与額を31万6,000円、平成17年12月10日の標準賞与額を31万8,000円、平成18年6月26日の標準賞与額を32万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月20日、平成17年12月10日及び平成18年6月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月20日、平成17年12月10日及び平成18年6月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成16年12月
②平成17年12月
③平成18年6月

私は、A社から請求期間に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る年金記録がない。年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、上司から提出された請求者の賞与支給控除一覧表、A社の委託先であったとするC法人から提出された請求者の源泉徴収簿及び複数の同僚から提出された賞与明細書、金融機関から提出されたお取引明細表により、請求者はA社から、請求期間①は32万4,000円、請求期間②は31万8,000円、請求期間③は32万2,000円の賞与の支給を受け、請求期間①は31万6,000円、請求期間②は31万9,000円、請求期間③は32万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の請求者に係る賞与支給控除一覧表及び源泉徴収簿並びに同僚の賞与明細書で認められる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は31万6,000円、請求期間②は31万8,000円、請求期間③は32万2,000円とすることが必要である。

また、請求者の請求期間に係る賞与の支給年月日については、上司の陳述並びに上述の源泉徴収簿及びお取引明細表から判断して、請求期間①は平成16年12月20日、請求期間②は平成17年12月10日、請求期間③は平成18年6月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月20日、平成17年12月10日及び平成18年6月26日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500696号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600009号

第1 結論

請求者のA社における平成25年1月15日の標準賞与額を15万1,000円に訂正することが必要である。

平成25年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年9月1日から平成25年9月1日まで
② 平成25年1月15日

平成23年9月から平成25年8月までの期間について、実際の給与額と比べ、ねんきん定期便の標準報酬月額が異なっている。また、平成25年1月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、記録がない。請求期間の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、請求者から提出された給料支払明細書(賞与)、事業主から提出された貸金台帳及び平成25年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成25年1月15日に20万円の賞与の支払を受け、15万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万2,575円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、給料支払明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、15万1,000円とすることが必

要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 1 月 15 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①については、請求者から提出された給料支払明細書及び事業主から提出された賃金台帳により、当該期間に係る標準報酬月額決定の基礎となる平成 23 年及び平成 24 年のそれぞれの年の 4 月から 6 月までの報酬月額について、標準報酬月額 16 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが認められるものの、事業主が請求期間①において源泉控除していた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（15 万円）と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500756号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600010号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を29万9,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月9日

請求期間において、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の賞与記録がない。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支給明細書及びA社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、29万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500749号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600011号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年12月15日の標準賞与額を24万4,000円、平成17年12月21日の標準賞与額を35万円、平成18年6月23日の標準賞与額を45万円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日、平成17年12月21日及び平成18年6月23日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月15日、平成17年12月21日及び平成18年6月23日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成16年12月
②平成17年12月
③平成18年6月

私は、A社から請求期間に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る年金記録がない。年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された普通預金異動明細表及び同僚から提出された複数の同僚の賞与支給控除一覧表により、請求者は、A社から当該期間に係る賞与(25万円)を支給され、当該賞与額に相当する標準賞与額(25万円)に基づく厚生年金保険料を下回る厚生年金保険料(1万6,975円)を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、上述の普通預金異動明細表及び同僚の賞与支給控除一覧表で推認できる厚生年金保険料控除額から、24万4,000円とすることが必要である。

また、当該期間に係る賞与の支給年月日については、上述の普通預金異動明細表から判断して、平成16年12月15日とすることが妥当である。

請求期間②及び③について、A社の委託先であったとするC法人から提出された請求者の源泉徴収簿、複数の同僚から提出された賞与明細書及び請求者から提出された普通預金異動明細表により、請求者は、標準賞与額（請求期間②は35万円、請求期間③は45万円）に相当する賞与を支給され、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る賞与の支給年月日については、上述の普通預金異動明細表から判断して、請求期間②は平成17年12月21日、請求期間③は平成18年6月23日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月15日、平成17年12月21日及び平成18年6月23日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500772号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600013号

第1 結論

請求者のA社における平成16年3月31日の標準賞与額を31万1,000円に訂正することが必要である。

平成16年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年3月

A社に勤務した期間のうち、賞与を支給されたが厚生年金保険の賞与記録がない期間がある。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された預金通帳により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳等から判断して、請求者についても同時期に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳及び上記賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、31万1,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、上記預金通帳により、平成16年3月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成22年7月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500651 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600001 号

第 1 結論

昭和 63 年*月から平成元年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 43 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 63 年*月から平成元年 6 月まで

私の国民年金については、私が 20 歳になった昭和 63 年*月頃に、母親が加入手続を行い、請求期間の保険料を納付してくれていた。弟が 20 歳になった際も、母親が加入手続を行い、保険料を納付していたと思う。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は、*月と短期間であり、請求者の保険料を納付していたとする母親は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの国民年金の加入期間において保険料を全て納付しており、母親の年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金の加入手続については、制度上、被保険者等の住所地のある市町村で行うこととされているところ、戸籍の附票によると、請求者の住所地は、昭和 62 年 4 月 4 日から平成元年 3 月 19 日までは A 市に、平成元年 3 月 20 日からは B 市にあったことが確認できることから、同市に居住していた母親は、平成元年 3 月 20 日以降であれば、請求者に係る国民年金の加入手続を同市で行うことが可能であった。

しかしながら、母親は、請求者が 20 歳に到達（昭和 63 年*月）した時期に、B 市役所で説明を聞いた後に同市内の郵便局で請求者に係る国民年金の加入手続を行った旨陳述しているものの、請求者が 20 歳に到達した時期における住所地は B 市ではなかった（平成元年 3 月 19 日まで A 市）ため、母親が陳述する時期に加入手続を行うことはできなかったものとみられるほか、B 市は、郵便局において国民年金の加入手続を行うことはできなかった旨回答しており、母親が陳述する加入手続場所は、当時の取扱いと相違している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成9年1月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号において付番されていることが確認できるところ、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらず、請求者に係る国民年金の加入手続が行われた形跡がうかがえない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、母親が請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、請求者は、弟が20歳になった際にも母親が弟の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと思うと陳述しているところ、オンライン記録によると、弟の国民年金手帳記号番号は、弟が20歳（平成3年*月）になった頃にB市で払い出され、保険料が納付されていることが確認できる。しかし、国民年金の加入手続及び保険料納付に関して、i）弟については、戸籍の附票によると、平成6年10月まで同市に住所地があり、20歳到達時に同市に住所地がなかった請求者とは事情が異なること、ii）上述のとおり、国民年金手帳記号番号が払い出されている弟と、払い出された形跡が見当たらない請求者とは状況が異なることを考え合わせると、弟に係る年金記録から、請求者に係る加入手続が行われ、請求期間の保険料が納付されていたとする事情は導き出せない。

このほか、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500660 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600002 号

第 1 結論

昭和 56 年 12 月から平成元年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 30 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 56 年 12 月から平成元年 5 月まで

私は、昭和 56 年 12 月に会社を退職したので、昭和 57 年 1 月に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った。請求期間の保険料については、送られてきた納付書により、半年分又は 1 年分まとめて郵便局か銀行で納付期限までに納付していた。金額は、当初 1 か月当たり 7,000 円から 8,000 円ぐらいで、徐々に上がり平成元年頃には 9,000 円ぐらいであったと思う。請求期間の 7 年半にもわたり保険料が未納とされているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間後の国民年金加入期間において、保険料を全て納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得、免除申請状況等によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 4 月又は同年 5 月頃に払い出されたものと推認されることから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に行われ、その際に、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 56 年 12 月まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、請求者は、請求期間のうち、平成元年 1 月から同年 5 月までの保険料を過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

しかしながら、請求者に係る国民年金の加入手続時期に関して、i) 国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、上述の平成 3 年 4 月又は同年 5 月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、ii) A 市の国民年金被保険者名簿は、平成 3 年 5 月頃に作成されていたことがうかがえ、資格取得の事由欄

には、加入手続が遅れて行われた場合に表示される「モレシヤ」との表示もされていることから、請求者の国民年金加入手続は、請求者が主張する時期（昭和57年1月）ではなく、平成3年4月又は同年5月頃に初めて行われたものとみられる。これらのことから、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったものと推認されるため、請求者に対して現年度保険料に係る納付書が発行されることはなく、請求期間の保険料を現年度保険料として納付することができなかつたものと考えられる。

また、請求期間のうち、昭和56年12月から昭和63年12月までに関して、上述の加入手続時期を基準とすると、当該期間の保険料については、既に2年の時効が成立しており、請求者に対して過年度保険料に係る納付書が発行されることはなく、請求者は当該期間の保険料を遡って納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、請求期間のうち、平成元年1月から同年5月までに関して、上述のとおり、請求者は、当該期間の保険料を過年度保険料として納付することは可能であったものの、オンライン記録によると、請求期間直後の平成元年6月から平成2年3月までの保険料については、時効間際の平成3年7月に納付されていることが確認できる。この請求期間直後の保険料の納付状況を踏まえると、請求者は、請求期間のうち、平成元年1月から同年5月までの保険料については、時効により納付できず、当該納付時点で時効が成立していなかつた請求期間直後の保険料から過年度保険料の納付を開始したものと推察される。

加えて、請求者は、時期は定かではないが住所地の変更を伴う転居をしたことがあり、それが原因で自身の年金記録の一部が消されているのではなかろうかとの疑念を抱いているところ、戸籍の附票によると、請求者は、昭和55年11月に同一区内で転居したことが確認できるため、請求者が陳述する転居とは、当該時期の転居のことを指しているものとみられる。しかし、当該転居時期は、請求期間前に当たる上、保険料の納付記録については、原則として国民年金手帳記号番号に基づき管理されていたため、当該転居が主たる原因となり、請求期間の保険料の納付記録が消失したとは考え難い。

このほか、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500674 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600003 号

第 1 結論

平成 18 年 7 月から平成 20 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除された期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 55 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 18 年 7 月から平成 20 年 6 月まで

私は、20 歳に到達した平成 12 年以降、体調を崩し就労しておらず、収入もなかったため、ずっと保険料の申請免除の要件は満たしていたはずである。国民年金加入期間のほとんどは申請免除期間になっているのに、請求期間が申請免除期間になっていないことに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の年金記録を管理している制度共通の基礎年金番号は、請求者が 20 歳前に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことを契機に、平成 11 年 6 月に付番されており、その後、請求者は、20 歳到達時点において、当該厚生年金保険の被保険者資格を既に喪失していたため、同一の基礎年金番号を用いて 20 歳から国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われている。以降、請求者は国民年金被保険者であり、オンライン記録によると、請求者の陳述のとおり請求期間の前後は全額申請免除期間であること、及び請求者が請求期間はその前後の期間と同様に就労しておらず、経済状況に変化はなかったとしていることから、請求者は請求期間において全額申請免除の承認を受け得る経済状況にあったものと推察される。

また、国民年金法施行規則の改正により、平成 17 年 7 月からは、全額申請免除者については、翌年度以降引き続き同一の事由により申請を行う旨を申し出たときは、翌年度以降の申請書の提出を省略する取扱い（以下「継続免除」という。）となっており、請求者は、i) 平成 17 年度又は平成 18 年度（1 年度の期間は 7

月から翌年6月まで。以下同じ。)に係る免除申請を行い、併せて継続免除を申し出る、ii)平成18年度及び平成19年度の各年度において免除申請を行うかのいずれかを行うことにより、請求期間は全額免除が承認される可能性があったものと推察される。

しかしながら、請求者は、市区役所で免除申請を行った記憶はないが、免除申請書が郵送される都度、返信することにより免除申請を行っており、請求期間についても免除申請書が郵送されていれば提出したはずであるとしているところ、請求期間に係る免除申請書を提出した記憶は明確でないほか、継続免除についても説明を受けた記憶はないとしていることから、請求者が請求期間に係る免除申請及び継続免除の申出を行ったことをうかがい知ることはできない。

また、オンライン記録によると、請求者は平成17年7月に平成17年度の免除申請を行い、平成17年8月に全額申請免除が承認されていることが確認できる。当時の請求者の住所地(A市)を管轄する日本年金機構B年金事務所(当時は、C社会保険事務所)は、平成17年度においては、「申請全額免除等に係る手続の簡素化の取扱いについて(通知)」(平成17年7月1日付け庁保険発第0701001号)に基づき、継続免除の意思確認を免除申請書に「全額免除または納付猶予が承認された場合であって、翌年度以降も全額免除または納付猶予について引き続き該当するときは、全額免除または納付猶予を希望します。(はい・いいえ)」という文を表記したゴム印を押し、申請者に「はい・いいえ」のいずれかを選択してもらった上、「はい」を選択した者についてのみ継続免除の審査を行ったとしている。請求者が平成17年7月に提出した免除申請書には、「はい・いいえ」のいずれも選択した形跡はなく、上述の当時の事務処理から、請求者は継続免除の意思がないものとして取り扱われたものと推認され、請求者が平成17年度の免除申請に併せて請求期間の継続免除の申出を行った事情を見いだすことはできない。

さらに、戸籍の附票によると、上述の平成17年度の免除申請を行った以降、請求者は請求期間(平成18年度及び平成19年度)において、A市(管轄はB年金事務所)、D市E区(同F年金事務所)、G市H区(同I年金事務所)、同市J区(同K年金事務所)に居住したことが確認できるが、これら住所地を管轄する各年金事務所が保管する免除申請書の中に請求者の請求期間に係る免除申請書は確認できず、請求者が、i)平成18年度に免除申請を行い、併せて継続免除の申出を行ったこと、ii)平成19年度の免除申請を行ったことをうかがい知ることができない。

加えて、請求期間については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の保険料の免除に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間の保険料を免除されていたことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500728号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成23年9月1日から平成24年8月1日まで

平成23年9月1日から平成24年8月までの標準報酬月額が給与支給明細書
の支給額より低く記録されているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、
年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する給与支給明細書及びA事業所から提出された賃金台帳(抜粋)
により、請求者が請求期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月
額(11万4,000円)を超える報酬(15万2,000円から18万4,000円まで)を
支給され、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険
料(9,863円)を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A事業所は、請求者の平成23年4月から平成24年6月までの給与は月
末締め翌月10日払いと回答しているところ、上記給与支給明細書及び賃金台帳
によると、標準報酬月額の決定の基礎となる報酬額は平成23年5月(15万3,342
円)及び同年6月(15万2,000円)であり、当該報酬額に見合う本来の標準報酬
月額は15万円であることが確認できるものの、請求者の健康保険厚生年金保険
被保険者標準報酬月額算定基礎届の記載を誤った旨陳述している。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以
下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これ
に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと
認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報
酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を
認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険

料の控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致することから、厚生年金特例法の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500762号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600012号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社において昭和53年5月31日まで勤務したため、同社での資格喪失年月日は昭和53年6月1日とされなければならないにもかかわらず、昭和53年5月31日と記録されている。

年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社において昭和53年5月31日まで勤務した旨の主張をしている。

しかしながら、B公共職業安定所から提出された雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書及びA社から提出された賃金台帳により、請求者のA社における離職年月日は昭和53年5月30日であることが確認できるところ、この離職年月日は厚生年金保険被保険者記録と符合している。

また、企業年金連合会から提出された中脱記録照会(回答)により、請求者の資格喪失年月日は昭和53年5月31日であることが確認できる。

さらに、A社は、提出した賃金台帳以外に勤務期間が分かる資料がない旨の陳述をしている上、複数の同僚に照会を行ったが、請求期間における請求者の勤務実態を裏付ける回答を得ることができない。

加えて、A社から提出された請求者に係る所得税源泉徴収簿及び賃金台帳並びに複数の同僚に係る賃金台帳から判断して、請求者は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていないことが認められる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことを認めることはできない。